

3 オンライン利用の前提となる業務見直し

情報システムの整備・運用に当たっての業務改革（BPR）の必要性については、令和4年重点計画において、「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある」とされており、デジタル社会の実現に向けての理念・原則の一つとされている。なお、令和3年にデジタル社会の実現に向けた重点計画が策定された当初から同旨の内容が記載されている。

農林水産省においても、中長期計画において、eMAFFの具体的な取組として「事務手続等の簡素化・効率化のため、行政手続等のオンライン化の際に、審査項目の標準化、添付書類の見直し、業務フローの改善等の検討（業務見直し）を実施する」としている。

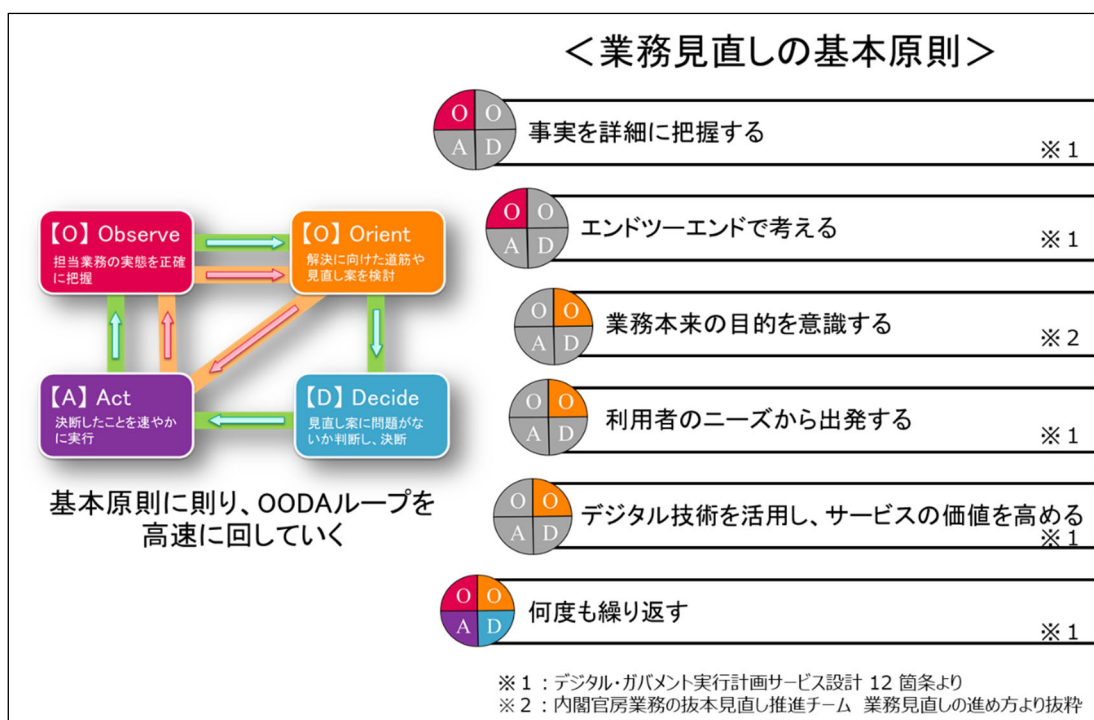
しかしながら、令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）において、有識者から「システム利用率が向上している兆しは見受けられないことから、現場のニーズを踏まえながらシステムについて抜本的な見直しを行うべき」、「行政コストの削減や利用率の向上については、国の職員に限らず、地方自治体職員等のオンライン申請に係る意識醸成が必要不可欠であり、継続的に働きかけを行うべき」などと指摘されている。

(1) 農林水産省におけるこれまでの業務改革（BPR）の取組

農林水産省は、行政手続の業務見直しについて、中長期計画において「eMAFFの整備・行政手続のオンライン化の推進とあわせて抜本的な業務見直し（BPR）を推進」しており、「オンライン実装を完了した手続に加え、令和4年度中にオンライン実装を行う行政手続もBPRは全て一旦完了している」としている。

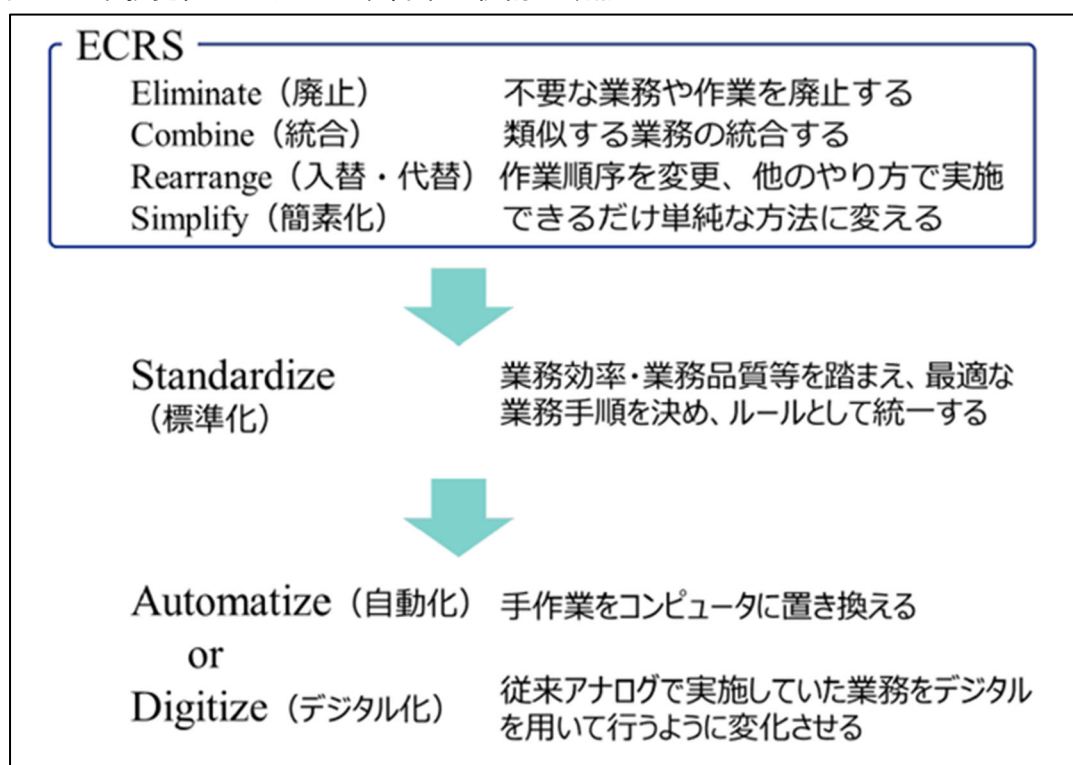
また、同省における情報システム関係のプロジェクト推進のための主な取組事項として「業務見直し（BPR）の徹底」を掲げており、業務見直しに関し、統一的な手順を定めた「業務見直し標準手順書」（令和4年4月22日農林水産省業務の抜本見直し推進チーム。以下「見直し手順書」という。）を策定している。見直し手順書では、業務見直しの基本原則（図4）や業務見直しにおける改善策の検討の観点（図5）も含めた業務見直しの進め方が整理されており、同省は見直し手順書を活用して業務改革（BPR）を行いながら、現在の業務が適切か常に検証し、改善し続ける意識を組織全体に浸透させるとしている。eMAFFにおいても、中長期計画に記載のとおり、業務改革（BPR）を行うことで「事務手続等の簡素化・効率化」を図るとしている。

図4 業務見直しの基本原則



(注) 農林水産省資料（見直し手順書）から引用した。

図5 業務見直しにおける改善策の検討の観点



(注) 農林水産省資料（見直し手順書）から引用した。

(2) オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点

今般の調査対象とした 18 制度について、次期オンライン申請システムの構築に当たって、関係者が多岐にわたるなどのオンライン申請の特殊性や、中長期計画において農林水産省は業務改革（BPR）も含め DX による行政手続の効率化に取り組むとされていることなども踏まえ、調査対象機関である地方農政局のほか、地方公共団体及び関係団体の実務担当者から、手続の負担感や改善要望といったユーザーニーズを聴取し「見直しが期待される事例」として整理するとともに、オンライン利用に向けて必要となる業務見直しについて検討した。くわえて、今般の調査対象としていない他の制度における業務見直しの参考となるよう、一つの試みとして「オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点」として、下記のとおりカテゴリー（視点 1 から 10 まで）別に整理した（表 8 参照）¹⁰。

表 8 オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点

（業務改革（BPR）の前提に関するもの）（6 事例）		
視点 1	意識改革や行動変容の促進による慣習等の撤廃（4 事例）	
視点 2	システムの利用者となる組織の体制整備・強化（2 事例）	
（業務改革（BPR）による見直しに関するもの）（18 事例）		
視点 3	制度の見直し（2 事例）	
視点 4	運用の見直し（5 事例）	
視点 5	手続フローの見直し（4 事例）	
視点 6	ルールの統一化・明確化（3 事例）	
視点 7	デジタル技術による効率化（4 事例）	
（システムの利活用に向けた見直しに関するもの）（14 事例）		
視点 8	既存システムへの一元化・集約化（4 事例）	
視点 9	利用者の実態やニーズを踏まえたシステムの見直し（5 事例）	
視点 10	システムの利活用や効果的な活用に向けた見直し（5 事例）	

（注）当省が図 4 及び図 5 も参考に調査結果を踏まえて作成した。

¹⁰ 本報告書への掲載事例の中には複数のカテゴリーの要素を含むものもあるが、主に該当すると認められる視点に分類（視点内の掲載事例は順不同）し、重複して掲載はしないこととする。

【見直しが期待される事例】

（業務改革（BPR）の前提に関するもの）

情報システムの整備・運用に当たっての業務改革（BPR）の必要性については、上述の令和4年重点計画のとおりであるが、その前提となる利用者の意識や体制にも目を向ける必要がある。今般の調査において、実務担当者から聴かれた事例の中には、現状を改変不能なものとする姿勢や慣習への無意識の追従といった「意識の壁」に起因すると考えられるものが散見された。こうした背景には、eMAFFをはじめとしたオンライン利用の目指す姿（ビジョン）のほか、行政手続に係る「利用者の負担軽減及び利便性向上」の機運が国のみならず地方公共団体や関係団体等の全ての関係者に広く共有・浸透していなかったことがある。

農林水産省においては、今般の調査で導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、オンライン利用の目指す姿（ビジョン）を全ての関係者と共有の上、利用者視点での行政手続のデジタル化や、その障壁となっている利用者の意識改革と行動変容を促す取組が求められる。

視点1 意識改革や行動変容の促進による慣習等の撤廃（4事例）

既に手続の簡略化や効率化が可能であっても、現状を改変不能なものとする姿勢や慣習への無意識の追従といった「意識の壁」に起因し、期待される負担軽減等が図られていない手続がある。これらはオンライン申請の支障にもなるところ、事務処理要領等への明記や担当者会議等を通じた周知・助言等による意識改革や行動変容を促進することが求められる。

No. 1	⑥認定農業者制度（農業経営改善計画の認定）
認定農業者制度は、農業者が作成した農業経営改善計画（市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めるための5年後の目標と、その達成のための取組内容を記載したもの）を、市町村等が認定するものである。認定農業者に対して、経営所得安定対策のほか、融資・税制上の支援措置を重点的に講ずるものとされている。 市町村等は、当該認定を行った場合、基本要綱に基づき当該認定を受けた農業者に通知することとされており、今般の調査対象とした地方農政局（6）においては、公印省略の上、郵送（2）のほか、eMAFF又は電子メールを利用（4）して通知している。他方、今般の調査対象とした市町（21）においては、eMAFFの利用実績は確認できなかったが、多数（16）において、内規等に基づき押印した認定通知書を郵送している実態が確認できた。 このため、オンライン申請も見据え、審査者の負担軽減の観点から、市町村等に対して、認定通知書の公印省略が可能である旨、助言する必要があると考えられる。	

No. 2	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（定款変更の認可申請等（原本証明の提出））
農業協同組合法第 44 条、水産業協同組合法第 48 条及び森林組合法第 61 条の規定に基づき、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等（以下「農協等」という。）は、定款変更の際、国又は都道府県に対して、申請書のほか必要な書類を添えて、それぞれ認可申請等を行う必要がある。 今般の調査対象のうち認可申請等の手続について確認できた地方農政局（農業協同組合法関係 4）及び道府県（農業協同組合法関係 7、水産業協同組合法関係 5 及び森林組合法関係 5）においては、申請書のほか必要な書類のうち「総会等の議事録の謄本」について、いずれの地方農政局も写しで対応しているが、道府県（農業協同組合法関係 5、水産業協同組合法関係 4 及び森林組合法関係 5）によっては、慣行上、申請書類の真正性を担保するなどの理由から、郵送等する必要がある原本証明を併せて求めている実態が確認できた。これについて、農協等からは、「提出書類のうち、議事録と現行定款に原本証明（記名押印又は署名）及び袋とじを求められ、2 部（道府県本庁及び出先機関）提出する必要がある。原本証明等の作業負担が大きく、必要性にも疑問がある」、「提出書類のうち、議事録に原本証明を求められ、道府県出先機関に持参しているが、片道 1 時間以上を要する。eMAFF 申請では、G ビズ ID による身元確認ができるため、原本証明がなくても問題ないのではないか」など負担感が示され、道府県の実務担当者からは、「デジタル化の流れに鑑み、今後、見直しを検討する余地はある」、「農林水産省から原本証明は不要である旨の方針があれば廃止に向けた検討が可能である」などの意見が聴かれた。 このため、原本証明は、慣行上のものであるが、申請において農協等に時間・労力を発生させる要因になっているため、オンライン申請を推進するに当たっては、都道府県担当者向け説明会等の場を活用して、国（地方農政局）における対応や他の都道府県における参考となる事例を紹介するとともに、行政庁として監督する上で必要な着眼点、監督手法等を明記した i）農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）、ii）漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）、iii）森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（以下「各監督指針」という。）に、「効率的・効果的な監督事務の確保」が定められている趣旨の徹底を改めて図るなど、添付書類の見直しの契機となるよう、必要な助言を行う必要があると考えられる。	
No. 3	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（都道府県条例等に規定する各種手続）
農協等は、都道府県が定める条例等に基づき、各種手続に応じた必要書類一式	

を添付の上、都道府県に対して申請を行っているが、当該書類は、各種手続に係る必要書類のほか、総会又は総代会の招集時及び終了時の届出の有無など、都道府県によって異なる。

今般の調査対象とした道府県（延べ 23）において、以下のような状況が確認できた。

- ・ 総会又は総代会の招集時及び終了時にそれぞれ報告を求めている道府県（４）がある一方、招集時又は終了時の報告のみ求めている道府県（２）や、いずれの報告も求めていない道府県（３）もあるが、実務担当者からは、招集時について「その必要性は不明」、「開催状況は別途把握できるため不要としても支障は生じない」との意見も聴かれた。
- ・ 申請時の重複書類の省略による負担軽減を求める農協等もあるが、道府県によっては、条例等において、「同一内容の添付書類は、いずれかの申請書等に添付すれば省略可能」とすることにより、申請者の負担軽減を図っている。
- ・ 道府県本庁分のほか経由機関分も含めて必要書類の提出を複数部求めているほか、事前確認は電子メールでも本申請は紙による申請となっており、農協等においては印刷・製本等に係る負担を感じている状況が確認された。

このように、道府県が定める条例等に基づき、農林水産省が、各監督指針が必要とする以上の添付資料が求められている状況、総会又は総代会の招集時及び終了時の届出等が求められている状況にある。

これらのことから、申請者たる農協等において少なからず作業負担が生じていることに配慮すれば、オンライン申請を推進する前提として、都道府県担当者向け説明会等の場を活用して、国（地方農政局）における対応や他の都道府県における参考となる事例を紹介するとともに、各監督指針に、「効率的・効果的な監督事務の確保」が定められている趣旨の徹底を改めて図るなど、手続及び添付書類の見直しの契機となるよう、必要な助言を行う必要があると考えられる。

No. 4 ⑪肥料の品質の確保等に関する法律（公告方法）

農林水産省又は都道府県は、肥料の品質の確保等に関する法律第 16 条の規定に基づき、肥料の登録等の手続が完了した際には、登録番号、肥料の種類、生産業者の名称等を公告する必要がある。

公告の方法について法令等の定めはないが、今般の調査対象とした道府県（８）のうち大半（７）においては、条例等に基づき、道府県報（紙）による公示を行っていた。このことについて、実務担当者からは「道府県報への掲載は手間がかかるため、インターネットによる公示に変更したい」などの意見が聴かれ、一定の負担となっている状況も確認できた。また、当該状況に関連して、インターネットによる公示に係る裏付けとして、国からの通知等を求める意見があった。一方、道府県によっては、オンライン推進の観点から、道府県ウェブサイトによる公示を行っており、「道府県報（紙）に比して実務上の負担が軽減される」とし

ている。

このため、都道府県の公告に係る事務負担の軽減の観点から、都道府県担当者会議等の場を通じて、インターネットを活用した公告方法が可能である旨、都道府県に対して助言する必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

視点2 システムの利用者となる組織の体制整備・強化（2事例）

利用者側の組織体制によっては、体制や業務負担に課題があり、単にオンラインシステムを整備・運用したのみではオンライン利用により期待される効果の発現まで至らないため、必要な体制整備や強化に向けた取組及びその支援が求められる。

No. 5 ②経営所得安定対策等（交付申請書等の確認）

経営所得安定対策等実施要綱に基づき、経営所得安定対策等に係る交付申請は、申請者である農業者が交付申請書及び営農計画書を作成し、必要な書類を添えて、地方農政局等又は地域協議会に提出することとされている。具体的には、地域協議会に交付申請書等が提出された場合は、交付申請書等の記載内容を地域協議会システムに入力してデータを作成し、データの内容等を確認の上、交付申請書（原本）等と併せて地方農政局の地域拠点を経由して地方農政局に提出している。また、地域拠点等では、地域協議会が取りまとめた交付申請書等の確認を行い、その記載内容や添付書類に不備等があれば地域協議会等に確認した上で修正し、交付金算定システムに登録している。

今般の調査対象とした地域協議会（21）においては、個々の体制は異なっているものの、体制がぜい弱化している状況もあり、地域協議会及び地域拠点において、以下のとおり、交付申請書等の確認やデータ入力等について負担を感じている実態が確認できた。

- ・ 地域協議会においては、申請者から紙の交付申請書等を受け付けた後、地域拠点に提出するため、交付申請書等の内容を1件当たり5～10分程度かけて地域協議会の個別システムに転記して基礎データを作成する作業が生じており、負担が大きい。
- ・ 地域拠点においては、地域協議会から提出された基礎データと交付申請書等を突合しているが、地域協議会における転記ミスや転記漏れが相当程度あるため、地域協議会に差し戻して農業者への確認を含めた修正作業などを依頼しており、約4割で差し戻しが生じているとする地域拠点もあった。
- ・ 地域協議会で基礎データと交付申請書等の確認を行っており、地域拠点においてもおおむね同様なチェック作業が行われているが、地域協議会から提出される基礎データには軽微な誤りも多いため、地域拠点における審査は重要であると認識している。

また、地域拠点の中には、差し戻しによる修正の発生防止対策として、地域協議会の担当者会議において、交付申請書等のダブルチェックなど確認体制の強化を

求めている状況も確認された。

このため、経営所得安定対策等の交付事務の円滑な実施のために活用している地域協議会の体制や業務負担の実態も踏まえれば、交付金の交付手続の負担軽減に向けて、交付申請書等のデータ化に係る効率化に取り組むことはもとより、申請主義を前提とすれば、地方農政局主体のチェック体制への転換も含めた見直しを検討する必要があると考えられる。

No. 6 ⑫多面的機能支払交付金（活動組織の体制強化）

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律は、農業の有する多面的機能の発揮を促進するために、農林水産省は「基本指針」を定めること、都道府県は基本指針に即して「基本方針」を定めることができること、市町村は基本方針に即して「促進計画」を作成することができることとしている。なお、基本指針等を定めるに当たっては、農林水産省は関係行政機関に、都道府県は農林水産省に、市町村は都道府県に、それぞれ協議することとされている。また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金（多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、農林水産省、都道府県、市町村等が農業者等に交付）による取組の効果的な推進のため、都道府県は、都道府県、市町村、関係団体等から構成される推進体制（推進組織）を構築することとされており、推進組織は、日本型直接支払推進交付金交付等要綱に基づき、推進組織の「事業計画」を作成することとされている。

食料・農業・農村基本計画において、多面的機能支払交付金について、申請者である活動組織（農業者、地域住民等で構成）の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等が企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進することにより、多様な組織や非農業者の参画を若者の確保を図りつつ促進することとされている。

しかし、今般の調査対象とした地方農政局（５）においては、活動組織の体制強化に係るマッチング事業の構築支援・横展開に関する取組は確認できなかった。

また、今般の調査対象のうち体制強化に係る取組について確認できた道府県等（１１（道府県多面的機能支払交付金推進協議会を含む。））及び市町（２０）において、半数以上の団体（２２）では、活動組織の体制強化に係る積極的な取組は認められず、１団体を除き、基本方針又は促進計画において当該取組を明確に位置付けている団体は確認できなかった。一方、その他団体（９）においては、活動組織の体制強化のため、地元企業や地域外の人材と活動組織のマッチング事業の構築等に取り組んでいる実態が確認できた。

このため、オンライン申請の推進と並行して、農林水産省は、食料・農業・農村基本計画を踏まえ、事務作業を含む活動組織の体制強化に向けて、地元企業や地域外の人材と活動組織のマッチング事業の構築に係る事例の横展開のほか、都

道府県、市町村、関係団体等から構成される推進組織が作成する事業計画等において、地域の実状に応じて事務作業を含む活動組織の体制強化を明確に位置付けるなど、積極的に取り組むよう促す必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

(業務改革 (BPR) による見直しに関するもの)

現行制度の存在を前提とし、そのオンライン化自体が目的化すると、本来目指している「利用者の負担軽減及び利便性向上」が二の次にされてしまうおそれがあるため、まずは制度、運用等の見直しを含めた業務改革 (BPR) の徹底が必要である。この点、農林水産省の見直し手順書でも、業務見直しの基本原則 (図 4) や業務見直しにおける改善策の検討の観点 (図 5) を整理しており、上述のとおり、オンライン化に際して、「BPR は全て一旦完了している」としている。しかしながら、今般の調査では、オンライン化の有無にかかわらず、制度・運用の見直しも含めた業務改革 (BPR) を求める意見が実務担当者から聴かれた。こうした背景には、職員自身が行政の無びゅう性にとらわれ、あるいは縦割り意識のまま部分最適化に安住するなど、既存制度は改変不能なものと考え業務の抜本的な見直しまで至っていない実態もあると考えられる。

農林水産省においては、今般の調査で導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、オンライン化の有無にかかわらず、制度、運用等の見直しも視野に入れて改めて利用者視点から業務改革 (BPR) に取り組むことが求められる。

視点 3 制度の見直し (2 事例)

法令等の規定に基づいた既存の制度であっても、現状を踏まえれば、必要性が不明確なものや形骸化がみられるものについては、その制度を改変不能なものと考えずに制度趣旨や目的に立ち返り、効果的な制度となるよう必要性の検討を含めた見直しを検討することが求められる。

No. 7 ③農産物検査制度 (農産物検査員の登録等)

登録検査機関 (農産物検査法第 17 条第 2 項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた法人) は、同法第 17 条第 4 項等の規定に基づき、農産物検査を行う農産物検査員の氏名・住所・農産物検査を行う農産物の種類を、地方農政局又は都道府県に登録する必要がある、同条第 6 項及び第 9 項の規定に基づき、登録した地方農政局等はこれらの公示が義務付けられている。また、農産物検査員であることを示すものとして、農産物検査法施行規則第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、農産物検査員証 (以下「検査員証」という。) が交付され、検査時に携帯することとされている。

今般の調査対象とした登録検査機関 (12) に確認したところ、農産物検査員による検査員証の提示機会が確認できなかったことや、検査員証の表記事項の変更が生じる場合には検査員証を地方農政局等に郵送する必要があるなど、一定の負担となっている実態が確認できた。また、地方農政局の実務担当者から、「検査

員証は更新義務がないため、登録時期によって様式が異なっており、疑義が生じる可能性もある」との意見もあった。

この点、農産物検査員に係る情報は、登録した地方農政局等において遅滞なく公示され、本人確認書類（登録検査機関の職員証等）と合わせれば確認が可能であることからすれば、検査員証の代替は可能であって、現場のニーズに沿った手法の検討も考えられる。

これらのことから、農産物検査員に係る情報は公示により確認できることや、申請者側と審査者側双方にとって手続及び管理の負担が生じている現場実態を踏まえ、検査員証の必要性を含めた在り方を検討する必要があると考えられる。

No. 8 ⑤農地法（相続等の届出）

農地法第3条の3の規定に基づく農地等の権利取得の届出（以下「相続等の届出」という。）は、農地等の権利移動を機に農地等の適正かつ効率的な利用を図ることを目的として、主として農地を相続した者やその代理人（行政書士）から市町村の農業委員会に対して行われている。相続等の届出時に権利取得の正確な情報を確認するための書類の添付を求める法令等の規定はない。

農地の相続については、令和6年4月から、不動産登記法（平成16年法律第123号）第76条の2第1項の規定に基づき、相続登記が義務化されたことを受け、相続等の届出だけでなく、法務局における所有権移転登記も必要である。今般の調査対象とした農業委員会（21）の実務担当者の多くは、相続等の届出よりも前に、まずは相続登記をしてもらう必要があるとの認識を持っており、実際、相続登記を行っていない者が来訪した場合、先に相続登記を行うよう案内している実態も確認できた。

また、前述のとおり、法令等における規定はないものの、相続等の届出時に相続登記後の土地の登記事項証明書等の添付を求め、窓口で確認している農業委員会（4）や、公用請求により登記事項証明書を取得して確認している農業委員会（2）、固定資産税担当に確認している農業委員会（2）など、実務上、相続登記の情報を基に届出内容の正確性を確認している状況が確認できた。

農業委員会の実務担当者からは、「農地台帳を正確かつ最新の状態に保つ必要があるため相続等の届出は必要」との意見があった一方、「登記事項証明書の添付を求めているため正確な情報が確認できない現行の届出制度の必要性に疑問を感じる」、「相続件数に比して相続等の届出は行われておらず（現場の感覚として1～3割程度）形骸化している」との意見も聴かれた。なお、相続登記をして相続等の届出を失念する事例は聴かれても、相続等の届出をして相続登記を失念する事例は聴かれなかった。

これらのことから、相続等の届出については、現行制度では正確な農地情報が確認できず、相続登記はされるが相続等の届出はされていない実態など制度目的の達成には不十分な状況であると考えられる。また、相続登記が義務化された社

会情勢の変化を捉えれば、相続等の届出の目的（農地等の適正かつ効率的な利用を図ること。）との関係において、その端緒となる効果的な手続となるよう制度の見直しを検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点４ 運用の見直し（５事例）

法令・通知等に基づいて運用が行われている手続であっても、申請の負担が大きいものや制度目的に照らして効果的な活用がなされていないものについては、制度趣旨を踏まえた効果的な活用につながるよう、データ利活用の在り方なども含めた運用の見直しを検討することが求められる。

No. 9 ②経営所得安定対策等（交付金の申請に係る現地確認）

経営所得安定対策等に係る対象作物の作付面積等の地域協議会による現地確認については、経営所得安定対策等実施要綱に基づき、農業共済組合等からの情報提供のみでは対象作物の作付面積等の交付金に係る申請内容を確認できない場合に行うこととされている。また、令和６年４月に、経営所得安定対策等推進事業実施要綱において、地域協議会が実施する現地確認に係る事務として衛星画像等を利用した方法等が明記された。

今般の調査対象とした地域協議会（21）のうち大半の地域協議会（20）においては、経営所得安定対策等実施要綱に基づき農業共済組合等からの情報提供による確認ができなかった交付対象の農地全てについて現地確認を行っており、その理由として、以下のとおり、交付金に係る申請誤りを未然に防ぐためなどを挙げている。

- ・ 農業者一人当たりが保有する農地面積が年々拡大しており、農業者も保有する農地の地番を誤認したまま作付けしている事例が散見される。
- ・ 農業者の中には隣地と間違えて作物を植えている場合や地図上で作付位置を誤認して申請している場合がある。
- ・ 交付金の申請内容と実態が異なる事例は、現状１％未満ではあるものの、業務負担の軽減のために交付金の返還リスクをとることに疑問がある。

しかしながら、これらの地域協議会において、現地確認により発見した農業者からの申請誤りの発生原因を分析している状況までは確認できなかった。他方、今般の調査対象とした地方農政局においては、地域協議会に対して、申請誤りを含む誤払いに関する不適切事案について事案の内容を共有したほか、誤払事例集を作成・周知するなどの取組を行っているところもあった。また、現地確認の対象について、一部の地域協議会の実務担当者からは、「農業共済組合から提供された農地情報と農業者から提出された営農計画書を突合し、その記載内容が合わない農地を中心に確認を行っているが、農業者からの申請誤りの発生件数は少ない」などの意見が聴かれた。

衛星画像等を利用した現地確認について、今般の調査対象とした地域協議会の

中には、現地確認に衛星画像を活用しているが、一部の対象作物では作付けから交付金の交付日（面積払）までの期間が短く、衛星画像の解析が間に合わず現地確認に活用できないなど、制度上の制約によって効率化の取組に支障が生じている実態が確認できた。

他方、今般の調査対象とした地域協議会や地方農政局の地域拠点の中には、地域拠点独自の取組として、一部の対象作物の現地確認は、対象作物の作付面積により算定される交付金の交付日（面積払）と対象作物の収穫量により算定される交付金の交付日（数量払）との間隔が短いため、収穫後を交付日として、現地確認の期間を確保している状況が確認できた。

また、今般の調査対象とした地域協議会の中には、衛星画像の活用意向はあるものの、システム経費のほか、「国において、衛星画像による作物判定率の明確な基準が示されないまま、現地確認に衛星画像を活用することには抵抗感がある」などの懸念が示された。

これらのことから、現地確認について、地域協議会の負担軽減の観点から、農業者からの申請誤り等の発生原因を踏まえた効果的な実施方法（抽出確認など）の検討のほか、衛星画像の活用に向け、対象作物と交付日との関係や、作物判定の基準（作物判定率など）等の活用に係る支障等を把握して、その対応方策を検討する必要があると考えられる。

No.10 ④肉用牛肥育経営安定交付金（個体登録申込等）

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付に係る事務は、畜産経営の安定に関する法律施行規則等に基づき、農林水産大臣が指定した各都道府県の積立金管理者である畜産協会等が行っている。肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱では、生産者要件を満たし交付金の交付対象となった登録生産者は、飼養する肉用牛で満6月齢以上のものは全頭について、肉用牛個体登録申込書（以下「登録申込書」という。）に当該肉用牛が登録生産者の所有に属することを証する書類を添えて、畜産協会等に対して定められた期間内に提出することとされている。

畜産協会等は、登録申込書に記載された肉用牛について、肥育開始日等を確認するとともに、登録申込書の記載内容が牛トレサ情報と一致することを確認している。なお、業務上使用する牛マルキン管理システム及び牛個体識別アドインシステムにおいては、牛トレサ情報との照会・マッチング機能が搭載されており、確認作業の効率化が図られている。

＜牛トレサ情報との一致を確認する事項＞

登録 申込書	生年月日	性別	品種	導入 年月日	飼養場所
牛トレサ 情報	出生の 年月日	雌雄の別	種別	転入日	飼養施設 所在

しかしながら、いつから肥育牛なのかを確定するための情報である肥育開始日については、牛トレサ情報に該当事項がないため、登録生産者が自己申告した日付となっている。今般の調査対象とした畜産協会等（6）の実務担当者からは、「肥育開始日に一律の日付を記載する登録生産者もいる実態を踏まえれば、その必要性に疑問を感じる」、「登録申込書に記載された肥育開始日が申込日より後になっている等整合しない場合、登録生産者等に照会して修正する負担が生じている」との状況が確認できた。

これについては、既に牛個体識別アドインシステムにおいては、肥育開始日の自動算出・設定機能が搭載されているが、登録申込書に自動算出と異なる肥育開始日が記載されている場合には、手動で入力し直している実態が確認できたほか、畜産協会等（2）の実務担当者からも、「制度として原則一律の設定日とする（例：6月齢以下の牛であれば6月目を肥育開始日とする）ことにより、登録生産者のみならず、畜産協会等においても牛マルキン管理システム等への転記入力や確認・修正作業が不要となり、負担軽減につながる」との意見があった。

これらのことから、登録申込書における肥育開始日については、利用者の負担軽減の観点から、既に牛個体識別アドインシステムに搭載されている自動算出・設定機能の原則化（肉用牛の生年月日や導入年月日を基準に一律設定）やその周知など、システム化により想定される効果の最大化につながるよう、肉用牛肥育

経営安定交付金交付要綱の改正も含めた見直しを検討する必要があると考えられる。

このほか、牛トレサ情報の届出と肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の申請との情報連携など、更なる業務の効率化に係る意見も踏まえ中期的な課題として検討する必要があると考えられる。

畜産協会等の実務担当者から聴かれた中期的な改善意見

登録生産者は、独立行政法人家畜改良センターの届出 web システム等を通じて牛トレサ情報の届出を行う一方、畜産協会等に対して同様の内容を含む肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の申請を行っている。

また、畜産協会等の実務担当者からは以下のような意見も聴かれた。

- ・ 牛の所有者情報を確認するため、登録生産者において登録申込書とともに当該牛の所有を証する書類を添付して提出してもらう必要があり、畜産協会等において確認作業に係る負担が生じている。
- ・ 牛の有償販売の状況を把握するため、登録生産者において販売確認申出書とともに販売を証する書類を添付して提出してもらう必要があり、畜産協会等において確認作業に係る負担が生じている。

このため、利用者の負担軽減の観点から、牛トレサ情報の届出と肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の申請との情報連携を図るほか、一元的な申請システムの構築等を検討すべきではないか。

No.11 ⑥認定農業者制度（手続全般）

認定農業者制度は、農業者が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を作成し、市町村等が認定を行うこととなっており、この認定を受けた農業者に対して、経営所得安定対策のほか、融資・税制上の支援措置を重点的に講ずるものである。当該計画の有効期間は、認定日から5年とされており、認定農業者は、5年ごとに新たな農業経営改善計画を作成して、市町村等が認定することになる。再認定に当たっては、基本要綱において、市町村は認定農業者に対して専門家の活用を促すこととされ、認定農業者は専門家の助言を受けて期間を満了する農業経営改善計画（前回計画）の達成状況の適切な分析等を行うよう努めることとされている。

一般の調査対象とした地方農政局（6）、道府県（10）及び市町（21）においては、ほとんどの認定農業者が再認定を受けており（全国の再認定率は、8割程度で推移）、再認定に当たっては、前回計画を農業者に提供して参照等させている市町等（16）もある一方で、再認定を受けようとする農業者であっても、認定時に立てた目標に関するフォローアップがされないまま再認定される運用となっている市町等（21）がある実態が確認できた。

また、地方農政局の実務担当者からは、認定農業者においても高齢化が進んで

いる状況が示され（65 歳以上の割合は増加傾向にあり、令和 6 年 3 月末では 42.5%）、市町等の実務担当者からは、「農業者が自力で農業経営改善計画を作成できないため、1 件当たり 1 時間程度、作成支援しており負担となっている」などの状況が確認されたが、将来的にはオンライン申請への一本化を求める意見も一部あった。他方、「現在は、前回計画の達成状況を聞き取っても、そこから収集したデータの分析までは行えていないが、将来的には関係機関へのデータ提供や専門家による経営分析に基づく助言にも活用できるのではないか」との意見もあった。

これらのことから、本来は経営意欲のある認定農業者こそ、オンライン申請を推進する対象であるといえるが、認定農業者の現状を踏まえれば、オンライン申請の利用の前提として、再認定時における前回計画のフォローアップも含めたデータ分析等の利活用の在り方など、農業経営基盤の強化という制度趣旨を踏まえた検討が必要であると考えられる。

No.12 ⑪土地改良財産制度（他目的使用等申請等）

土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づき、土地改良財産の管理受託者（都道府県、市町村、土地改良区等）は、当該財産を他の用途で使用等させる場合、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）に対して他目的使用等の承認申請を行う必要がある。

一般の調査対象で他目的使用等の申請の添付書類について確認できた管理受託者（19）のうち約半数（9）から、「前回までの申請書類の添付を求められるため、当該書類を探してコピーしているが、当該書類の参照が可能であれば、添付書類は、変更のあるもの（契約書、現況写真等）に限れば負担が軽減される」、「特に、承認元である地方農政局が保管している前回の申請承認文書及び地方農政局との管理委託協定書は必要性が疑問である」との意見が聴かれた。

当該申請については、制度上、新規申請・期間更新申請ともに同様の取扱いとされているが、事務処理上及び eMAFF 申請上においても別の手続として構築されていることを踏まえれば、新規申請・期間更新の両手続で同様の添付書類を求める必要性は低いと考えられ、負担軽減の観点から、他目的使用等申請の手続の大半（6～7 割程度）を占める更新手続に係る添付書類（特に、前回の申請承認文書及び地方農政局との管理委託協定書）の削減を検討する必要がある。

また、複数の管理受託者において、消防訓練、電柱設置等の継続申請（同一理由）の場合、申請書類はおおむね同様であるにもかかわらず都度申請することに負担を感じている実態のほか、i）消防訓練による定期的な使用の場合、土地改良調査管理事務所と相談して一括申請できた事例や、ii）土地改良調査管理事務所が土地改良財産を他目的使用する場合でも、利用者であることから、管理受託者を經由して地方農政局に申請している事例が確認された。

これらのことから、現場実態を踏まえると、例えば、他目的使用等の承認申請

が収益を伴わず同一理由かつ年度内に複数回行われる場合は、利用の都度の申請ではなく、複数回を合わせた申請を認めるなど、本来の用途又は目的を妨げない限度において、柔軟な運用がなされるよう周知徹底を図る必要があると考える。くわえて、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）が他目的使用等する場合は事前確認方式とするなど、通常の手続処理に比して、申請負担の軽減を図る必要があると考えられる。

No.13 ⑫多面的機能支払交付金（交付申請等）

多面的機能支払交付金は、地域内の農業者とその他の者が共同で取り組む地域活動の支援を目的として、i) 農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など多面的機能を支える活動や、ii) 水路のひび割れ補修、農道のくぼみの補修、ため池の外来種駆除など地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動等に対して費用補助を行うものである。具体的には、農業者や地域住民等で構成される活動組織等が事業計画を作成し、市町村から認定を受けた後、当該年度の活動に必要な交付金を申請して交付を受ける。そして、活動計画書に定めた活動を行い、作業内容や金銭収支等を記録して実施状況報告書を作成の上、市町村に提出することとなっており、多面的機能支払交付金実施要綱等に基づき、地方農政局、都道府県及び市町村において事務処理が行われている。国は、全国で実施されている標準的な地域ぐるみの共同活動を体系的に整理した区分（活動区分）ごとに、その具体的な項目（活動項目）を示している。活動組織は活動計画書及び実施状況報告書において活動要件との整合性を確認するため、該当する活動項目を選択することとしている。

また、国は多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、当該交付金の交付が計画的かつ効果的に実施されるよう、交付状況の点検及び効果の評価を行い、施策に反映することとしており、当該評価を実施するに当たっては、活動組織等による自己評価のほか、都道府県及び市町村において評価を行い、活動等の特徴や効果、課題等の分析を行うことを求めている。

今般の調査対象とした市町及び道府県のうち約半数（15）において、活動計画書で選択する活動項目（66 項目）について、「該当する活動項目が判断しやすく、対外的に説明しやすい」との意見の一方、「他と重複する活動項目もあり、活動組織による活動計画書の作成及び市町村の確認の負担感が大きい」との意見が聴かれた。他方、大半の市町及び道府県（13）では、市町及び道府県が行う評価において活動項目のデータを活用していない状況が確認できた。

なお、地方農政局（5）の中には、「農林水産省が特に推進している一部項目（田んぼダムや活動組織の広域化等 10 項目ほど）について利用分析等を行い、目標値等の算出に利用している」とする事例があったものの、全ての活動項目のデータを活用している状況は聴かれなかった。

このため、農林水産省においては、これまでも活動項目の集約化に取り組んで

きたところであるが、活動項目について、効果の評価への活用・分析まで想定していないのであれば、利用者の負担軽減の観点から、活動計画書及び実施状況報告書のうち計画・実施欄の記入は活動区分単位（活動項目は例示）にとどめ、詳細は活動記録において確認するなど、更なる見直しの検討が必要と考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点5 手続フローの見直し（4事例）

現状の手続フローで作業負担が生じている手続については、実際の業務の処理状況やユーザーニーズを把握した上で、利用者の負担軽減に向けてエンドツーエンドで手続フローの見直しを検討することが求められる。

No.14

④肉用牛肥育経営安定交付金（生産者要件審査及び交付契約）

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付を受けようとする生産者は、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱に基づき、3年間ごとに、肉用牛生産者要件審査申請書を作成し、積立金管理者である畜産協会等を通じて独立行政法人農畜産業振興機構（以下「ALIC」という。）による生産者要件審査を受ける必要がある。ALIC から交付対象者として登録された旨の通知（登録通知）を受けた生産者は、別途、畜産協会等との間で交付契約を結ぶ必要がある。

今般の調査対象とした畜産協会等（6）の全てにおいて、生産者と畜産協会等との間の、肉用牛生産者要件審査申請書及び交付契約書の作成等で、それぞれ作業負担が生じている実態とともに、交付契約書については畜産協会等に加え生産者にも押印を求めており、郵送・回収・確認作業に多大なる時間や労力がかかっている状況が確認できた。

他方、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）に基づく肉用子牛についての生産者補給金の交付を受けようとする生産者は、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）と同様、指定協会（都道府県肉用子牛価格安定基金協会）との間で生産者補給金交付契約を結ぶ必要があるが、令和7年1月、約款による契約方式となり、交付契約書の作成が不要となっている。このため畜産協会等の実務担当者からは、「肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）でも同様に約款による契約方式とし、交付契約書を不要とすべき」との意見が聴かれた。

このため、交付契約時における利用者の負担軽減の観点から、生産者と畜産協会等との交付契約書について、肉用子牛についての生産者補給金と同様に、約款による契約方式とすることも含め、その見直しを検討する必要があると考えられる。

No.15

⑤農地法（農地の権利移動・借賃等調査）

農地の権利移動・借賃等調査は、農地法第52条の規定に基づき、毎年、市町村に設置されている農業委員会が情報収集を行った上で実施している。具体的には、農林水産省が示す「農地の権利移動・借賃等調査の手引き」（令和2年4月農林水産省経営局農地政策課）に沿って、農業委員会において各種データを取り

まとめ、都道府県及び地方農政局を經由して農林水産省（本省）にデータを提供し、農林水産省（本省）がデータを集計・公表している。このうち都道府県においては、都道府県分のデータの入力に加え、市町村分（当該都道府県内の各市町村の農業委員会）のデータの取りまとめやエラーへの修正指示等を行っている。各種データの取りまとめにおいては、同省が提供する農地権利移動・借賃等調査システム（以下「調査システム」という。）が利用され、調査システム上で直接データ入力を行う方法と、指定の形式ファイルをデータとして取り込む方法のいずれかの方法によるほか、エラーチェック機能による確認が可能となっている。なお、一般社団法人全国農業会議所が開発・運用し、農業委員会が農地台帳の管理等に利用している農業委員会サポートシステムにおいて、調査システムに取込可能な形式によるデータ出力機能が実装されている。

今般の調査対象とした道府県（10）及び農業委員会（21）の実務担当者の多くから、農地の権利移動・借賃等調査について、「調査システムを利用して集計・報告を行っているが、報告量が多くかなり負担が大きい」、「調査システムのエラーチェックにより頻発するエラーコードへの対応に苦慮している」などの負担が生じている実態が確認できた。また、道府県の実務担当者から、「初めて担当する職員をはじめ、マニュアルを見てもエラーの解消が困難」との課題のほか、「調査項目の集計作業は、農業委員会サポートシステムから出力可能なデータのみでは完結せず、許可申請書を1件ずつ確認する必要がある」など、作業がシステムで完結しないため、相当の時間を要している状況が確認できた。なお、農業委員会の実務担当者から、「そもそも申請書類からは把握できない調査項目（例：駐車場の種類）もあり、許可申請時の事前相談等において記載を求めている」といった事例も確認された。

さらに、道府県（6）の実務担当者から、「市町村の所掌事務の知識が必要となり、業務負担が大きい」、「農地台帳の入力は農業委員会が行うため、都道府県ではその内容を確認する手段がない。そのため、調査システムのエラーは、農業委員会に対して機械的に修正依頼を行っており、都道府県を經由する必要はないのではないか」との意見が聴かれ、道府県は市町村分（当該道府県内の農業委員会）のデータの取りまとめ・エラーチェックに負担を感じている状況が確認できた。なお、地方農政局の実務担当者によれば、「都道府県によるエラーチェック後に回付されるため、管内分を取りまとめて農林水産省に報告している」とのことであった。

これらのことから、農地の権利移動・借賃等調査については、都道府県及び農業委員会の負担軽減の観点から、都道府県及び農業委員会のデータチェックの地方農政局への一元化や、農業委員会が都道府県に回付する際、全てのエラーチェック完了後でなければ回付できないこととするなど、調査システム等を含めた集計・報告方法の見直しを図る必要があると考えられる。

No.16	⑦農業協同組合法（国から都道府県への照会）
	今般の調査対象のうち一部の道府県（２）において、「農林水産省（本省及び地方農政局）宛ての報告回数が、年間 60 回程度あり、省内で情報共有せず所属ごとに必要な照会をしているためか、同様案件（担当者名簿の情報提供依頼）で照会元が異なる案件が複数回ある」との負担感が示された。これに対しては、当該道府県を管轄する地方農政局（２）から「照会元が異なることに起因するが、全て地方農政局経由で照会することにより、負担軽減につながる」との対応方策が聴かれた。 このため、都道府県に対する人事異動期における担当者名簿に係る更新依頼については、農林水産省の各関係部局からそれぞれ照会されることによる煩雑さが示されていることを踏まえて、受け手側の負担感にも留意し、各種照会の一元化を図る必要があると考えられる。
No.17	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（業務報告書の提出等）
	農業協同組合及び同組合連合会並びに水産業協同組合は、毎年度、農業協同組合法第 54 条の 2 及び水産業協同組合法第 58 条の 2 の規定に基づき、行政庁に対して業務及び財産の状況を記載した業務報告書を提出する必要がある。また、森林組合は、当該報告書の提出義務までは定められていないが、森林組合法第 110 条の規定に基づき、都道府県によっては総会資料等の提出を求めている場合があり、農林水産省からは、総会承認事項である事業報告等に係る様式を定めた平成 18 年林野庁長官通知が示されている。 農業協同組合法に基づく各種申請については、eMAFF を利用する場合、申請書も含めた資料添付方式となっているが、今般の調査対象とした農業協同組合及び同組合連合会（13）のほぼ全てから、業務報告書の報告事項と一部重複している一般統計調査（農業協同組合及び同組合連合会一斉調査。以下「一斉調査」という。）に係る作業等の負担感が聴かれ、今般の調査対象とした地方農政局（４）及び一部の道府県（６）からも、以下のとおり、負担軽減に向けた改善方策が挙げられている。 ・ 業務報告書のシステムへの直接入力は一斉調査と同時に求めて、業務報告書に必要な部分のみ抽出して作成すれば、農林水産省が行う一斉調査時の転記等が不要となるなど、農業協同組合も含めた負担軽減につながる。 ・ 一斉調査の調査票は各農業協同組合から提出された業務報告書を基に作成しており、調査事項は業務報告書の報告内容とほとんど重複している。農林水産省において重複項目の事前記載による省力化が図られているが、各農業協同組合がシステム上で統一フォーマットにデータ入力して、エラーチェック・自動集計等の機能を付加すれば、農業協同組合及び都道府県の確認作業が軽減される。

- ・ 農協法等開示債権の実態調査（農協系統金融機関における債権の実態を把握するため、農林水産省が実施する調査）も業務報告書の内容との重複がみられるため、これらも一本化し、一度の報告で済ませられるようにしてほしい。
- ・ 業務報告書の内容は、道府県内の農業協同組合情報を整理する場合などに活用しているが、各農業協同組合の業務報告書ファイルを一つ一つ開いて必要な情報を抽出して整理している。システムへの直接入力になれば負担軽減につながる。

また、水産業協同組合法については、今般の調査対象とした全ての道府県（７）から、「水産業協同組合統計表の補完調査の項目は、業務報告書の項目と重複がみられ、転記作業が生じている。システム活用により、一斉調査、水産業協同組合統計表の補完調査、ヒアリング資料等を集約化し、入力項目を一括化できれば、形式的な記載ミスの防止、記載内容の統一化及び財務状況の正確な把握にもつながり、業務の効率化が期待できる」などの意見が聴かれ、転記作業等の実態に加え、システム活用による業務効率化が期待されている。なお、水産業協同組合からは、「都道府県の負担軽減につながるのであれば、統一フォーマット化してもよい」などの意見も聴かれた。

さらに、森林組合法においても、今般の調査対象とした道府県（８）から「総会資料のうち決算関係書類、役員報酬などの数字については、統一的に、データ提供を求めることができれば、一斉調査の確認や森林組合全体の状況把握が効率化される」など、森林組合（７）から「一斉調査は、業務報告書と重複する項目があるほか、調査対象期間が異なり、より細分化したデータを求められ、取りまとめ負担が大きい。例えば、前年度データからの変更部分のみ回答入力を求め、最も情報量が多い一斉調査をオンライン化すれば、負担軽減になる」などの意見が聴かれ、システム活用等による業務効率化が期待されている。

これらのことから、業務報告書、一般統計調査等（一斉調査、水産業協同組合統計表の補完調査等）について、利用者の負担軽減及び利便性向上の観点から、重複項目の見直しや前年度データ等の参照・活用による入力・確認作業の省力化など、作業負担の軽減に取り組む必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点６ ルールの統一化・明確化（３事例）

法令・通知等に基づいて運用が行われている手続であっても、現場において処理方法が異なるなど必ずしもルールが統一化・明確化されていない手続については、サービスを受ける申請者や手続処理を行う審査者の運用の最適化が図られるようルールの統一化・明確化を検討することが求められる。

No.18	⑤農地法（相続等の届出に対する受理通知）
-------	----------------------

相続等の届出は、農地等の権利移動を機に農地等の適正かつ効率的な利用を図

ることを目的として、主として農地を相続した者やその代理人（行政書士）から市町村の農業委員会に対して行われている。また、法令に規定はないものの、事務処理要領において、当該届出を受理した農業委員会は「遅滞なく受理通知書をその届出者に交付」することとされている。

なお、相続等の届出の受理は、権利取得の法的効力を発生させるものではないため、受理通知書も単に受理したことを形式的に通知するものとなっている。

今般の調査に当たって相続等の届出の受理通知書の交付有無について確認できた農業委員会（18）のうち大半の委員会（13）において、事務処理要領に基づき、全ての届出者に対して一律に受理通知書を交付している状況が確認できた。また、実務担当者からは、「受理通知書作成時に一筆ごとに農地情報を手動で入力しているため、入力や確認作業が負担。受理通知書の郵送に当たり郵便番号の確認や宛名ラベルの作成も負担」など、一定の業務負担が生じている実態が確認できた。

一方、全ての届出者ではなく交付希望者のみに受理通知書を交付し、又は全く交付していない農業委員会（5）もあり、これらの委員会でも届出者との関係で特段の支障なく対応している状況が確認できた。

他方、上記と同様の趣旨で、森林所有者の把握を進め適切な森林整備を推進することを目的とした森林法第10条の7の2の規定に基づき、相続等により森林の権利を取得した者は、その旨を市町村長に届け出る義務がある。「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアル」（平成24年10月林野庁森林整備部計画課）には、届出人から証明を求められた場合、届出書が到達した旨を口頭で伝えることで可とされ、書面での証明を求められた場合は、届出書の写しを交付する等の方法が考えられる旨、記載されている。

これらのことから、相続等の届出の受理通知書については、その必要性や審査者の負担も踏まえ、森林法における取扱いも参考に、事務処理要領において、必ずしも一律の発行を求めているものではない旨を記載する必要があると考えられる。

No.19	⑦農業協同組合法、⑧水産業協同組合法、⑨森林組合法（定款変更の認可等（「軽微な変更」の該当事項））
-------	---

農業協同組合法第44条、水産業協同組合法第48条及び森林組合法第61条の規定に基づき、組合等は、定款変更の際、国又は都道府県に対して、申請書のほか必要な書類を添えて認可申請を行う必要があるが、軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るものは届出事項とされている。なお、軽微な事項については、それぞれの法律の施行規則等において、「主たる事務所の所在地の名称の変更」等が規定されている。

今般の調査対象のうち、定款変更について確認できた組合等（17）の半数以上（9）は、定款変更を行っているのが農林水産省等（農業協同組合法にあっては、

全国農業協同組合中央会）が定める模範定款例の改正に伴う申請のみであり、関係法令の改正に伴う規定の整理に係るものであっても、全て認可事項として申請している状況にある。一方で、道府県の実務担当者から、「届出事項になれば認可決定通知の発出が不要となり手間が減る」、「模範定款例の改正の際、国から、軽微な変更として、届出でも可とする取扱いが示されれば負担軽減が見込まれる」などの意見が聴かれた。

このため、全ての定款変更が認可事項となっているものではないことや、審査者の知識の習得及び負担軽減の観点から、農林水産省等が定める模範定款例の改正に伴う申請のうち軽微な変更該当する事項（事例）について、その都度又は定期的に、都道府県等に対してその旨（事例）を根拠法令とともに周知する必要があると考えられる。

No.20 ⑫多面的機能支払交付金（実施状況報告）

多面的機能支払交付金は、農業者、地域住民等で構成される活動組織が、市町村から事業計画の認定を受けた後、活動に必要な交付金を申請して交付を受け、活動計画書に定めた活動を行い、作業内容や金銭収支等を記録して実施状況報告書を作成の上、市町村に提出することとなっており、多面的機能支払交付金実施要綱等に基づき、地方農政局、都道府県及び市町村において事務処理が行われている。

また、多面的機能支払交付金実施要綱に基づき、都道府県は、多面的機能支払交付金による取組の効果的な推進のため、都道府県、市町村、関係団体等から構成される推進体制（推進組織）を構築している。

農林水産省は、これまでに、実施状況報告書の内容を確認するための活動写真の提出・保管を不要にするなどの見直しを行っているが、今般の調査対象とした市町（20）のうち一部（2）においては、農林水産省の見直しを機に、活動写真の提出は求めている状況が確認できた。また、市町村への提出や市町村での保管が義務ではない書類（領収書・通帳の写し等）については、いずれの市町においても引き続き提出を求めていることが確認できた。これらの理由としては、道府県からの要請によるもののほか、そもそも提出・保管書類の見直しが可能であることを把握していないことや、活動写真を求めないことに対する不安感や地方農政局から活動写真の提出を求められる場合があるなど漠然としたものもあった。くわえて、今般の調査対象とした道府県等（11）の中には、推進組織が作成・配布している資料において、活動写真等が市町村に提出する書類として記載されている状況も確認できた。なお、今般の調査対象とした地方農政局（5）においては「市町村自らの判断」としているものの、一部の地方農政局においては「地方農政局が毎年度行っている活動組織の中から抽出して証拠書類等について確認する検査によって適正性は確保されており、当該検査においても活動写真等による

確認は行っていないことから、市町村は、必須で求められている資料以外を求める必要はない」との見解も示された。

これらのことから、農林水産省は、現状を踏まえ、活動組織等の負担軽減の観点から、都道府県や市町村が活動組織等に対して国の多面的機能支払交付金実施要綱等に規定している書類以外の書類の提出や保管を求める場合は、その必要性について十分検討を行い、必要に応じて国に確認するよう求めるなど、運用上のルールの特明確化について検討する必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

視点7 デジタル技術による効率化（4事例）

提出された申請データの手動での入力や、対象者名簿の手動管理など、引き続きアナログな事務処理が介在・残存している手続については、デジタル技術を活用した業務の効率化を検討することが求められる。

No.21

③農産物検査制度（農産物検査員名簿の管理）

農産物検査員は、農産物検査法施行規則第15条第1項の規定に基づき、農林水産大臣が作成する名簿（農産物検査員名簿）に登載された者とされている。農産物検査員名簿への登載を受けようとする者は、基本要領に基づき、地方農政局に対して、農産物検査員名簿登載申請書に誓約書を添えて、現に所属し、又は所属を予定している登録検査機関（農産物検査法第17条第2項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた法人）等を通じて申請することとされている。名簿登載の申請を受けた地方農政局は、基本要領の別紙15「農産物検査員名簿の登載等手続マニュアル」に定める手続に従い、名簿登載等を行うほか、関係する都道府県と当該名簿を共有することとされている。また、地方農政局及び都道府県は、検査機関登録台帳（農産物検査法施行規則別記様式第18号）に、農産物検査を行う農産物検査員の氏名や当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類等を記載することとされている。

今般の調査対象とした地方農政局（3）においては、地方農政局が管轄する登録検査機関等に係る農産物検査員に係る情報について、農産物検査員名簿登載申請書から情報を転記して農産物検査員名簿を作成・更新等し、これとは別に、農産物検査員の円滑な管理のために、当該名簿に様式以上の情報（登載以降の履歴情報等）を付加した独自の農産物検査員名簿を管理している。さらに、関係する都道府県と当該名簿を共有する際には、当該名簿を都道府県ごとに仕分けして送付するほか、毎年度、農産物検査員の数を計上するために、地方農政局から都道府県に農産物検査員の人数を照会した上で農林水産省（本省）に報告しており、地方農政局における農産物検査員に係る情報の管理に少なからず負担が生じている実態が確認できた。

また、調査した道府県（8）の中には、都道府県が所管する地域登録検査機関（農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの）から登録変更届出書

が提出された際には、当該届出書の内容を、地方農政局から共有される農産物検査員名簿と照合するとともに、道府県が当該名簿とは別途管理している農産物検査員名簿に反映するほか、検査機関登録台帳に反映させた上で地方農政局に対して当該台帳を電子メールで提出している実態が確認できた。なお、道府県の実務担当者の中には、「地方農政局及び都道府県において、必要な情報の追記が可能で、検索機能や絞り込み機能を搭載したシステムを構築すれば、農産物検査員に係る情報の管理に係る負担が軽減される」との意見もあった。

これらのことから、農林水産省及び都道府県の農産物検査員名簿の管理に係る負担軽減の観点から、オンライン申請を推進するに当たっては、各地方農政局が作成・更新等している農産物検査員名簿をデータベース化することにより、当該名簿の作成・更新等のほか、関係する地方農政局及び都道府県との共有、データ集計、検査機関登録台帳との照合等の省力化につながるよう検討することが考えられる。

No.22 ③農産物検査制度（検査実績報告）

農産物検査法第20条3項、農産物検査法施行規則第20条の規定に基づき、登録検査機関（同法17条第2項の規定に基づき農林水産大臣の登録を受けた法人）は、農産物検査員が農産物検査を実施したときは、都道府県を経由して農林水産省に当該検査を行った農産物の種類、数量等を報告することとされている。

一般の調査対象とした登録検査機関（12）において、当該報告は様々なデータ形式（Excel、PDF等）で道府県に提出されており、道府県（8）の実務担当者からは、「手動による入力で農政局宛ての報告様式に転記しなければならない」との集計に係る負担が発生しており、一部の登録検査機関においては、既に独自のシステムを利用して報告様式を作成している状況が確認できた。

このため、オンライン申請に当たっては、利用者の検査実績報告に係る負担軽減の観点から、登録検査機関が使用する独自システムとのデータの互換性も確保しつつ、登録検査機関によるシステムへの直接入力方式とすることによって各種検査結果の自動集計等を可能とする必要があると考えられる。

No.23 ⑥認定農業者制度（農業経営改善計画の再認定）

農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の規定に基づき、認定農業者が作成し市町村等が認定する農業経営改善計画の有効期間は5年とされており、再認定を受けようとする認定農業者は5年ごとに新たな農業経営改善計画を作成して市町村等の認定を受けることになる。また、市町村等は、認定期間を満了する認定農業者に対して、認定期間満了日までの間に時間的余裕をもって周知することが求められている。

一般の調査対象とした地方農政局（6）、道府県（10）及び市町（21）においては、ほとんどの認定農業者が再認定を受けており（全国の再認定率は、8割程度で推移）、その際、認定農業者に係る名簿（Excelデータ等）を用いて手動確認

により認定期間満了日を把握して、該当者に主として郵送で、次期の農業経営改善計画の提出等を案内している実態が確認できた。また、市町村等（3）からは、「これまで案内の送付漏れがあったことから、オンライン上で自動通知できれば便利である」など、システム活用による自動通知機能を求める意見が聴かれた。

このため、利用者の利便性向上の観点から、オンライン申請を推進するに当たっては、認定期間満了日前に、該当者に対して、システム情報を活用して、再認定に係る案内を行う自動通知機能を利用可能とする必要があると考えられる。

No.24 ⑥認定農業者制度（認定書の添付及び管理）

認定農業者制度は、農業者が作成した農業経営改善計画（市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めるための5年後の目標と、その達成のための取組内容を記載したもの）を、i）単独の市町村で農業を営む農業者の場合は市町村が認定（以下「単独認定」という。）、ii）複数市町村で農業を営む農業者の場合は営農区域に応じて都道府県又は国が認定（以下「広域認定」という。）し、経営所得安定対策などの支援措置を重点的に講ずるものである。

認定農業者に関する情報の利用等については、農業経営基盤強化促進法第30条の2の規定に基づき、農林水産省、都道府県、市町村及び農業委員会が内部で利用又は相互に提供することが可能となっている。また、基本要綱において、市町村等から、地域協議会を含む関係機関等に対して情報提供ができることとされている。

今般の調査対象とした地域協議会（21）において、認定農業者から認定農業者であることが交付要件である経営所得安定対策に係る申請があった際、認定農業者に対して市町等が通知した認定書の写しを求めて確認している地域協議会（7）がある一方、基本要綱に基づき市町等から提供された情報を確認することにより、認定書の写しを求めていない地域協議会（14）がある状況が確認できた。なお、経営所得安定対策に係る申請において、経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）によれば、申請者が認定農業者であることの確認は、市町村による「認定状況一覧表」の提出で可能とされている。

また、今般の調査対象とした市町の一部（7）においては、広域認定に係る認定農業者情報について地域協議会に情報提供しておらず、経営所得安定対策に係る申請時に、地域協議会から申請者である農業者に対して認定書の写しを求めている状況が確認できた。なお、認定農業者であることについては、国の補助金等以外に都道府県や市町村の補助金等の交付要件になっているものの、道府県や市町内部も含め単独認定に係る認定農業者情報の共有が不十分な状況がみられた。

これらのことから、認定農業者であることが要件となっている各種手続（経営所得安定対策など）については、単独認定か広域認定にかかわらず、農林水産省、都道府県、市町村等において、内部利用又は相互提供による情報利用や、関係機

関等への情報提供ができることから、オンライン申請を推進するに当たっては、利用者の負担軽減の観点から、国による認定農業者情報の一元管理など適時適切に情報共有できる仕組みの構築を検討する必要があると考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

(システムの利活用に向けた見直しに関するもの)

上記2のとおり、eMAFFは、その利用推進が十分ではなく、eMAFFを利用している制度自体が限られている。その上で、今般の調査では、eMAFFを利用している制度や既存システムを利用している制度の実務担当者からは、システム整備・運用後の利活用が行われていない、現状の事務処理方法とかい離れたUI/UXとなっているといった意見が聴かれるとともに、利用者において当初想定されたオンライン化による負担軽減や利便性向上といった効果が必ずしも実感されていない実態が見受けられた。

農林水産省においては、今般の調査で導出された「見直しが期待される事例」を踏まえ、システム整備・運用後も、継続的・定期的に運用実態や利用者からの意見を把握し、想定される効果が発現しているかフォローアップするとともに、円滑な利用に向けた支援やユーザーニーズに基づき必要な見直しを行うことにより、適切なオンライン利用の推進を図ることが求められる。

視点8 既存システムへの一元化・集約化（4事例）

既に、制度に関連したシステムが整備・運用されている手続については、単にオンラインシステムを整備・運用するだけでは、複数のシステムへの入力作業が生じ、データ蓄積・管理によるサービス価値の向上につながらない。このため、既存システムとの一元化・集約化やデータ連携を図ることにより、一体のサービスとして提供し、その利用価値を高めることが求められる。

No.25 ⑩農業共済制度（引受通知書）

農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填するものであり、農作物共済等の6つの農業共済事業がある。

これらの農業共済事業のうち、任意共済（国による再保険の対象ではなく掛金等が国庫負担の対象となっていない）を除く5事業では、事業ごとに対象品目等が設定され、品目ごとに農業者が加入することとなっており、農業共済組合は、共済契約の引受方式ごとに引受けの状況をまとめて国に報告している。農業共済組合が、それぞれ「農作物共済引受要綱」（平成30年5月8日付け30経営第380号農林水産省経営局長通知）等の要綱に基づき引受事務を行う際、i）農業共済組合が、農業者からの加入申込書を取りまとめて事業システムに入力後、入力情報を全て取りまとめた引受通知書をeMAFFを利用して農林水産省に送付するとともに、ii）掛金や料率等を算定するデータベースを構築するため、引受通知書の内訳データ等を再保険システムを利用して農林水産省に送付している。

上記二つの方法により引受け後の報告を行うことについて、今般の調査対象とした農業共済組合（６）の一部の実務担当者から、「農林水産省への報告に当たって、eMAFF と再保険システムにそれぞれ申請を行う必要がある上、入力方式が違うため負担である」などの実態が確認され、一つのシステムに集約化を求める意見が聴かれた。

このため、農業共済組合の要望を踏まえ、業務効率化の観点から、農業共済組合から農林水産省への引受け後の報告に係るシステムの在り方等を検証していく必要があると考えられる。

No.26 ⑮伐採造林届出制度（伐採造林届等）

森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林の立木を伐採しようとする場合、森林法第 10 条の 8 の規定に基づき市町村に伐採造林届を提出する必要がある。また、森林経営計画の認定を受けた認定森林所有者等は、森林経営計画の対象とする森林につき当該計画において定められている立木を伐採した場合、同法第 15 条の規定に基づき事後に市町村に森林経営計画に係る伐採等の届出書（以下「事後届出書」という。）を提出する必要がある。

立木の伐採などの森林情報のデータ整備について、都道府県では森林情報の効率的な利活用が可能となるよう森林クラウドの導入を産官学連携により進めており、伐採届作成・受理等の申請機能も盛り込んだ「森林クラウドシステムに係る標準仕様書 Ver. 6. 1」（令和 4 年 3 月森林 GIS フォーラム標準仕様分科会）が公表されている。

今般の調査対象とした市町（14）のうち、森林クラウドが整備され本格運用している道府県内の市町（５）においては、森林クラウドに伐採造林届及び事後届出書の内容を入力して道府県に報告している実態が確認でき、当該市町の実務担当者から、「申請等のオンライン化については、道府県の森林クラウドシステムと連携して自動報告ができるなら良いが、そうでなければ市町の作業内容は変わらず、余りメリットはない」といった、オンライン申請と森林クラウドとのデータ連携を求める意見が聴かれた。

このため、伐採造林届等の申請について、利用者の負担軽減の観点から、申請データの蓄積・管理による利活用が期待される森林クラウドを軸としたオンライン申請の実現に向けて支援する必要があると考えられる。

No.27 ⑯水産基盤整備事業（手続全般）

水産基盤整備事業は、農林水産事務次官通知に基づき、毎年度、都道府県が農林水産省に対し、補助金の交付申請、実績報告等を行うこととなっており、水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアル等において原則 eMAFF を利用するよう促しているため、全ての交付申請等が eMAFF を利用して行われている。

他方、事前協議は、水産庁整備課作成資料等に基づき水産基盤整備事業情報管

理システムを利用して行うこととなっており、交付申請のためのファイル送付等の機能を有している。

今般の調査対象のうち、一部の道府県（３）では、既に水産基盤整備事業情報管理システムを通じて事前協議がなされ農林水産省から電子メールで事前了解を得ている資料について、eMAFF 上で再度提出が求められており、一連の手続が eMAFF で完結していない実態が確認できた。あわせて、道府県の実務担当者から、「事前協議は水産基盤整備事業情報管理システム、補助金交付申請や実績報告は eMAFF で実施しており、２つのシステムを行き来することになり煩雑である」など利用に係る負担感が聴かれ、交付申請等のオンライン提出に当たって、事前協議、交付申請等に使用するシステムの一元化を求める意見が聴かれた。

このため、申請者の利便性向上の観点から、事前協議も含めた交付申請等に係る一連の手続について、交付申請のためのファイル送付等の機能を有している水産基盤整備事業情報管理システムへの一元化の可否も検討する必要があると考えられる。

No.28 ⑰肥料の品質の確保等に関する法律（肥料登録申請）

事業者は、肥料の品質の確保等に関する法律第６条等の規定に基づき、肥料の区分に応じて、国又は都道府県に対して肥料の登録申請等を行うこととされている。このうち、国に対する登録申請については、肥料情報システム（e 肥料）を利用してオンライン申請が可能となっているが、都道府県に対する登録申請については、今般の調査対象としたいずれの道府県（８）においても、独自システムを利用したオンライン申請が可能となっている実態は確認できなかった。

しかしながら、道府県によっては、国からの協力要請に基づき、登録肥料の公開により事業者の登録申請を効率化することを目的として、肥料情報システム（e 肥料）に道府県における登録肥料の情報を入力している状況が確認できた。また、事業者の中には、国に対する登録等が必要な肥料と道府県に対する登録等が必要な肥料を同時に生産している者が存在し、国へのオンライン申請と道府県への書面申請のそれぞれに対応している状況が確認できた。

このため、利用者の利便性向上の観点から、登録先が国か都道府県かにかかわらず、同一システムを利用したオンライン申請を目指しつつ、都道府県における肥料情報の入力事務の省力化に取り組む必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点9 利用者の実態やニーズを踏まえたシステムの見直し（5事例）

システムの仕様が現状の事務処理方法とかい離した UI/UX となっているため、オンライン申請されても、必ずしも当初想定されたような負担軽減や利便性向上につながっていない手続については、ユーザーニーズを踏まえたシステムの見直しが求められる。

No.29	①飼養衛生管理基準（手続全般）
	家畜の所有者は、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守状況に係る申請として、都道府県に対して、家畜伝染病予防法第12条の4の規定に基づく定期報告のほか、農場台帳登録、登録自己点検等を提出することとなっている。 今般の調査対象とした道府県（家畜保健衛生所を含む。）（10）においては、「家畜の所有者の多くが高齢者でありデジタルツールを使えない場合がある」などの意見が聴かれ、家畜の所有者から道府県に対する申請は主として紙で提出され、道府県が当該内容をシステムに代理入力している実態が確認できた。なお、農林水産省によると、eMAFFによる全国の農場台帳登録のうち、都道府県による代理入力が98%（令和6年度）を占めている。 このため、家畜の所有者によるオンライン申請が低調である状況を踏まえると、家畜の所有者からのオンライン申請を推進しつつも、当面は、都道府県による代理入力を前提としてシステムを構築する必要があり、審査者の負担軽減の観点から、申請内容の一括入力等の機能改善を行う必要があると考えられる¹¹。
No.30	①飼養衛生管理基準（定期報告）
	家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づき飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、同法第12条の4の規定に基づき、毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生状況に関し、都道府県に報告（定期報告）することとされている。 定期報告は、農林水産省からの要請に基づき、eMAFFを利用することとされているが、今般の調査対象とした道府県（家畜保健衛生所を含む。）（10）の実務担当者からは、「システム上の制限により、定期報告を提出する場合、複数の入力画面（回答フォーム）を開いて、それぞれ報告する必要が生じており煩雑である」、「代理入力において、定期報告を1件ずつ入力する必要があるが、農場台帳の登録と同様に一括入力できるようにしてほしい」などの意見が聴かれた。また、道府県の中には、利用の前提として、eMAFFアカウント及び農場台帳の取得が必要で、それぞれ取得に当たっての審査に数日以上かかるほか、同様の内容の入力操作等を複数回求められるため、申請者に対して、「従前の形態（紙様式）の場合、より分かり易く、かつ報告しやすい独自の定期報告様式を使用していますが、

¹¹ 農林水産省は、令和7年度に新規システムを開発し、申請内容の一括入力等審査者の負担を軽減する改善措置を実施しており、8年度中に対応予定である。

eMAFF の定期報告は全国共通の入力フォームとなっており、複雑かつ煩雑な入力作業が求められます」と案内している状況が確認できた。

このため、オンライン申請による定期報告については、利用者の負担軽減の観点から、入力画面の一元化、代理入力時の一括入力など、代理入力を行う都道府県を含む申請者のニーズを踏まえた様式に見直しを行う必要があると考えられる¹²。

No.31 ⑩農業共済制度（加入申込）

農業共済制度は、農業保険法に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填するものであり、農作物共済等の 6 つの農業共済事業がある。

これらの農業共済事業のうち、任意共済（国による再保険の対象ではなく掛金等が国庫負担の対象となっていない）を除く 5 事業では、事業ごとに対象品目等が設定され、品目ごとに農業者が加入することとなっている。農業者は、農業共済に加入する際、農業共済組合に対して、毎年度、加入申込書を提出する必要がある。

また、当該 5 事業は、eMAFF 上で加入申込みが可能となっているが、家畜共済及び園芸施設共済においては、システムの構築経緯等が異なることから、eMAFF 上での加入申込みの方法が他の 3 事業と異なっており、申込みに係る画面表示も異なる。

農業共済事業も保険である以上、民間保険と同様に手続の簡素化が求められていると思われるところ、今般の調査対象とした農業共済組合（6）の一部の実務担当者から、「一部の農業共済事業（家畜共済及び園芸施設共済）は、eMAFF による加入申込みができず、農業者に利用を推進するにしても、共済事業によって別の方法も案内することとなり負担である」との意見が聴かれた。

このため、利用者の利便性向上の観点から、オンライン申請を推進するに当たっては、少なくとも画面における表示の違い等をマニュアルに明示するなど、申請者にとって分かりやすい表示を行う必要がある。また、費用対効果も踏まえつつ、将来的により簡易な加入申込みの申請等ができるよう今後もシステムの在り方を検証していく必要があると考えられる。

No.32 ⑬中山間地農業ルネッサンス事業（振興計画の提出等）

中山間地農業ルネッサンス事業は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に基づき、毎年度、都道府県が、複数市町村単位等で振興計画を策定し、関係市町村が作成する将来ビジョンを添付して、地方農政局等に提出することとなっている。また、地方農政局等は、振興計画の内容を審査し、これを認めるときは、認定書を都道府県に通知している。

¹² 農林水産省は、令和 7 年度に新規システムを開発し、申請内容の一括入力等審査者の負担を軽減する改善措置を実施しており、8 年度中に対応予定である。

都道府県が行う振興計画の提出等の手続は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要領において、原則として eMAFF を使用方法により行うものとされているため、全ての振興計画の提出が eMAFF を利用して行われている。

しかし、今般の調査対象とした地方農政局（４）においては、都道府県に対する振興計画の事前確認について eMAFF を利用して行っている地方農政局もある一方、双方の負担削減のためとして従来どおり電子メールにより行っている地方農政局もあり、一連の手続が eMAFF で完結していない事例が確認できた。また、今般の調査対象とした道府県（７）においては、振興計画の策定・修正作業が eMAFF で完結している事例はなく、道府県内（本庁及び出先機関間）においても、従来どおり電子メール等により調整しているなどといった実態も確認できた。

なお、道府県（６）の実務担当者からは、「年１回の申請のため、システム操作に不慣れで時間や手間がかかる」、「振興計画を作成後、その内容を入力フォームに転記する必要があるため、従来の電子メールによる提出と比べて手間である」など、eMAFF の利用に係る負担感が聴かれたほか、「振興計画は、実施事業一覧を除けば毎年度の変更はほばないため、当該一覧以外の更新期間は中期的なものにしてほしい」など振興計画の更新期間に係る要望も聴かれた。

これらのことから、オンライン申請において、直接システム入力された振興計画のデータについて、その後の集計・分析等の利活用による業務効率化まで想定されていないのであれば、費用対効果の観点から、共通機能への移行も含めた簡素化を検討する必要があると考えられる。

No.33 ⑱輸出証明書制度（輸出証明書等の発給申請）

輸出事業者は、農林水産物等の輸出証明書の発給のための専用システム（一元的な輸出証明書発給システム）を利用して、地方農政局に対して輸出証明書等の発給申請を行っている。

今般の調査対象とした地方農政局（５）のうち一部において、以下のような状況が確認できた。

- ・ 審査する地方農政局は、当該システムから進行管理表が作成できるが、出港日のほか、ダブルチェックを前提として複数の審査者の審査日・氏名の表示が必要であるため、当該情報に加えて当該システムから必要な情報を転記して、別途進行管理表を作成している状況が確認できた。
- ・ 当該システムを介した利用者間のやり取り内容について、直近のもの以外は上書き保存されないため、その都度印刷して保存・管理している状況が確認できた。

このため、審査者の負担軽減の観点から、地方農政局における運用実態を踏まえ、当該システムの仕様の変更や運用の見直しを検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

視点 10 システムの利活用や効果的な活用に向けた見直し（5事例）

システムが整備・運用されても、オンライン申請が進まないことにより、当初見込まれた効果が十分に発現していない手続や、その利用方法や処理方法が統一化・明確化されておらず、オンライン申請によって想定される負担軽減の効果が十分に発現していない手続については、システム利用による効果の最大化を目指した取組が求められる。

No.34	④肉用牛肥育経営安定交付金（手続全般）
各都道府県の畜産協会等が行う肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付に係る事務では、一連の業務を円滑に実施するシステムとして、ALIC が整備・運用する牛マルキン管理システム、牛個体識別アドインシステムなどが使用されている。 しかし、今般の調査対象とした畜産協会等（6）のうち一部（2）では、限られた事務処理体制にもかかわらず、上記既存システムの機能を十分に活用できておらず、紙の申込書から情報を全て手動で入力しており、非効率となっている業務実態が確認できた。 このため、農林水産省及び ALIC は、畜産協会等の業務実態を把握するとともに、既存システムを活用して業務を効率化している優良事例の横展開を推進するなど、業務効率化に向けた支援を行う必要があると考えられる。	
No.35	⑤農地法、⑪土地改良財産制度、⑮伐採造林届出制度（各種申請等における登記事項証明書の添付）
農地法に基づく許可申請等に係る手続については、主として農地の所有者やその代理人（行政書士）から市町村の農業委員会に対して申請等が行われており、事務処理要領に基づき、農業委員会等において事務処理が行われている。 農地に係る許可申請等に際しては、土地の登記事項証明書や法人の登記事項証明書が添付書類として求められ、申請者は法務局に出向いて登記事項証明書を取得しており、一定の負担が発生している。これについて農林水産省は、事務処理要領において、「デジタル手続法¹³第 11 条の規定に基づき書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない」とし、具体例として一般財団法人民事法務協会が運営するインターネット登記情報提供サービスを想定した手続が記載されている。他方、法務省はデジタル庁と連携して「登記情報連携システム」（商業・法人の登記情報の確認について、令和 8 年度以降、法人ベース・レジストリへ順次移行）を提供しており、行政機関の端末で直接かつ直ちに登記情報の確認を可能とすることによって、登記事項証明書の添付を省略できるが、事務処理要領にはその手続が記載されていない。 今般の調査対象で登記情報連携システムの利用について聴取できた市町（14）	

¹³ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の当時の略称

のうち、半数を超える市町（８）では、利用申請中又は利用検討中である状況が確認できた。また、農林水産省は、当該システムの周知を行っているものの、現在利用を検討していない市町の実務担当者からは、「当該システムを初めて知った」、「農林水産省から案内等があれば利用を検討したい」などの意見が聴かれた。

くわえて、伐採造林届においても、登記事項証明書の添付を求めるケースがあるところ、今般の調査対象とした市町の実務担当者からは、「市町村が登記情報連携システムの利用を行う前提として、農林水産省が作成・公表している「伐採造林届出書作成の手引き」（林野庁森林整備部計画課森林計画指導班）に同システムによる添付省略が可能であることを明記してほしい」との意見が聴かれた。また、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づく土地改良財産に関する他目的使用等の承認申請においても、今般の調査対象とした管理受託者から「必要に応じて求める登記事項証明書について、地方農政局担当者により、要否の判断が異なることがあるため、全ての期間更新申請に際して取得・添付している」との状況が聴かれた。

これらを踏まえて、利用者の負担軽減の観点から、法務省及びデジタル庁による登記情報連携の推進に併せて、登記情報連携システム等の利用により登記事項証明書の添付省略が図られるよう、各手続の事務処理要領等に当該取扱いを明記するなどして、市町村における利用を推奨する必要があると考えられる。

No.36 ⑪土地改良財産制度（他目的使用等申請等に係るデータの活用）

土地改良財産の他目的使用等の承認申請の際にシステム利用するに当たっては、申請書情報について、システムへの直接入力に加えて、申請書を含めた資料一式の添付を求めているが、今般の調査対象とした地方農政局（６）においては、直接入力されたデータが利活用されている状況は確認できなかった。

他目的使用等の承認申請については、地方農政局の実務担当者から以下のとおりシステムに係る要望が聴かれた。

- ・ 地方農政局において作成する他目的使用一覧表は、承認の都度、新規申請に係る審査を担う地方農政局本局の実務担当者と期間更新に係る審査を担う土地改良調査管理事務所の実務担当者が、共有フォルダ上で同表を更新（３～４分程度）している。システム上で管理又は自動転記できれば、申請情報の転記作業が不要となるほか、誤入力等のおそれもなくなる。
- ・ 他目的使用等の承認等に係る定期報告（農林水産省農村振興局長に対して指定様式に従い提出するもの）は、他目的使用一覧表を基に１日かけて作成するが、システム上で管理又は自動転記できれば、省力化につながる。
- ・ 他目的使用等の承認申請は、期間更新申請が大半（６～７割程度）を占めることから、当該期間の到来に係る自動通知機能があれば、申請者の利便性向上につながる。

上記の要望を踏まえ、申請時に入力されたデータの利活用を図ることで事務作

業の省力化につなげる必要があると考えられる。

No.37 ⑪土地改良財産制度（他目的使用等申請等に係る eMAFF の運用の統一）

土地改良財産（国営土地改良事業の実施により造成された土地改良施設）の管理受託者（都道府県、市町村、土地改良区等）は、土地改良財産の管理及び処分に関し、地方農政局（土地改良調査管理事務所を含む。）に対して、必要に応じて、土地改良法施行令第 59 条第 2 項の規定に基づく他目的使用等の承認申請、同施行令第 61 条の規定に基づく改築・追加工事等申請、同施行令第 64 条の規定に基づく管理状況の報告などを行う必要がある。

今般の調査対象のうち上記申請等について確認できた地方農政局（6）及び管理受託者（19）において、eMAFF の利用に関して、管理受託者は、i）eMAFF 申請後の修正を全て eMAFF 上で実施、ii）eMAFF 申請後、軽微な修正の場合は修正資料を電子メール送付し、大幅な修正の場合は eMAFF 申請を取り下げて再度申請、iii）修正及び差替えが生じる可能性が高い他目的使用等の承認申請や改築・追加工事等申請の場合、eMAFF を未利用となっており、地方農政局又は管理受託者によって、その取扱いが異なる状況が把握された。

このため、オンライン申請を推進するに当たっては、申請者の負担軽減の観点から、毎年度の地方農政局担当者会議、地方農政局主催の管理受託者会議等を活用して、統一的な運用を図る必要があると考えられる。

No.38 ⑫水産基盤整備事業（手続全般）

水産基盤整備事業は、農林水産事務次官通知に基づき、毎年度、都道府県が農林水産省に対し、交付申請、実績報告等を行うこととなっており、水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアル等において、各手続の申請は原則 eMAFF を利用するよう促していたため、全ての交付申請等が eMAFF を利用して行われている。

農林水産省は、農林水産事務次官通知の交付要綱に示された様式に基づいて申請するよう、都道府県の実務担当者に周知しているものの、都道府県の実務担当者の理解不足等に起因する差戻しに係る業務負担が生じている。今般の調査対象とした道府県（5）の一部からは、当該事業における eMAFF の利用は交付申請書等を添付する方式のため、変更申請等の際に変更していない申請内容の転記を誤り、各様式の変更箇所の記載方法が異なるため変更箇所の記載を誤るなど、それらの確認作業等が負担であるとの意見が聴かれた。

このため、利用者の負担軽減の観点から、各様式の変更箇所の記載方法を統一化することや、都道府県の実務担当者の理解を促進するため各様式の記載例を作成して記載方法の周知徹底を図るなどにより、確認作業等の省力化につなげることを検討する必要があると考えられる。

（注）当省の調査結果による。

（認められた実態と課題）

国、地方公共団体等の関係者が、今後の情報システムの整備及び管理に際して取り組むこと、留意してほしいことを取りまとめた「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和３年１２月２４日デジタル大臣決定）において、「サービスデザイン・業務改革（ＢＰＲ）の徹底」として、「情報提供の在り方を含めた利用者視点の欠如、現状を改変不能なものとする姿勢、慣習への無意識な追従などの「意識の壁」についても取り払っていくことを心掛ける」とされているが、上記の「見直しが期待される事例」においては、行政手続のオンライン化によって、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等につながらず、デジタル化が目的化しているともいえる実態も見受けられた。

このため、農林水産省においては、本調査結果から導出された「見直しが期待される事例」はもとより、カテゴリー別に整理した「オンライン利用に向けて必要な業務見直しの視点」も参考として、既存制度を前提とせず、デジタル化によるデータ利活用によって期待できる効果の明確化や、手続そのものの見直しも含めて業務改革（ＢＰＲ）に取り組むことが必要である。